

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働基準監督署長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成○年○月○日付けをもってこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、再審査請求に及んだものである。
- 2 再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第38条第1項の規定により、請求人に審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。

本件の場合、日本郵便株式会社発行の郵便物等配達証明書（お問い合わせ番号○号）によれば、審査官の決定書の謄本が請求人に配達された日は、平成○年○月○日であり、本件再審査請求の請求期間は、当該配達された日の翌日から起算して60日目にあたる日である平成○年○月○日までとなるが、当日は行政機関の休日であるため、翌開庁日である平成○年○月○日までとなる。

しかるに、請求人が労働保険再審査請求書を当審査会に提出したのは、平成○年○月○日である。

したがって、本件再審査請求は、法定の請求期間を徒過してなされたものである。

- 3 ところで、労審法第38条第2項において準用する同法第8条第1項ただし書では、再審査請求が請求期間を徒過してされた場合においても、請求人が正当な理由により請求期間内に再審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでないと定められている。そして、当該ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかったであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならぬものと解するの

が相当である。

そこで、本件についてこれをみると、請求人は平成〇年〇月〇日付けの文書において、要旨、再審査請求の手続きを依頼していた弁護士が、再審査請求期間の日数計算を誤ったために再審査請求の提出日を過ぎてしまった、請求期間の徒過は弁護士のミスであり請求人の過失ではないと述べている。

しかしながら、請求人の述べる理由は請求人の個人的な事情にすぎず、少なくとも天災その他客観的にみて、一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかったであろうことをうかがい知るに足りるような事情があったことについて疎明があったものとは認めることができない。

- 4 以上のとおりであるから、本件再審査請求は、請求期間を徒過してされており、その徒過したことについて「正当な理由」があることの疎明がないものと判断する。

したがって、本件再審査請求は、労審法第38条第1項の規定による請求期間を徒過した不適法なものであり、同法第50条において準用する同法第10条の規定により却下する。

よって主文のとおり裁決する。